



2021年10月発行
特定非営利活動法人
湘南ふくしネットワークオンブズマン
「成年後見支援センターだより」
編集責任者 相川 裕
〒253-0043 茅ヶ崎市元町5-22
永井ビル3階
電話・FAX 0467-85-6660



<市民後見人の誕生と今後への期待!>

2021年6月に茅ヶ崎市福祉部福祉政策課の主催で茅ヶ崎市成年後見支援ネットワーク勉強会が開催されました。ここでは成年後見に関わる関係機関の代表者や関係者が集まって、情報交換や連携を深める為に勉強会をおこなっています。

今回、「茅ヶ崎市の市民後見人養成研修後、2020年に家庭裁判所より選任された市民後見人が2名誕生しました」との報告がありました。

その後、実際に市民後見人になられた2名の方の活動内容について、体験談を交えてお話していただきました。また、後見人としての悩みも伺い、それに対して専門職後見人からのアドバイスもありました。

お二人共とても熱心に勉強されて、悩みながらご本人の為に一生懸命に後見活動をされている様子を感じることができました。

市民後見人とは……

社会貢献への意欲が高い一般市民の方で、市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識を身に付けた方の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選任された方のことです。

判断能力が不十分であっても、本人が本人らしく、安心して地域のなかで暮らし続けられるように、地域の身近な存在として、本人の権利を護り、生活を支えることが「市民後見人」の役割です。

そのおひとり濱田盛厚さんに成年後見支援センターにいらしていただき、お話を伺いました。

濱田さんは、2016年11月の市民後見人養成説明会に参加応募されて、第1期生茅ヶ崎市市民後見人養成講座を受講後、茅ヶ崎市社会福祉協議会で実務経験を積まれて市民後見人になりました。

濱田 盛厚さんの自己紹介

九州の出身で現役時代はIT関係の仕事をしていました。

趣味は低山ハイキング、園芸、プログラミング、時代小説、特に藤沢周平と池波正太郎が好きで、猫も好きです。

近くの中学校ボランティア活動説明会参加をきっかけに、養護学校登校付添い、民生委員、自治会の役員、自主防災会など様々な地域ボランティアに関わる幅が広がっていききました。

市民後見人 濱田さんへの質問

①市民後見人養成講座を受講したい、市民後見人になりたいと思われた動機は何ですか？

認知症を抱えていたり、一人暮らしをしていたりといった高齢者が地域に増えていることを民生委員活動を通して日々実感する中、成年後見制度や市民後見人について勉強する機会があり、市民後見人という立場で自分も力になれるかもしれないと思うようになりました。

「何かに取り組んでみたい、どうせなら社会のために役立ちたい」という想いが市民後見人を目指した動機につながっているかと思っています。



②実際、市民後見人になってどうでしたか？ 感想など

本人が施設入所で今は訪問もままならないので、市民後見人に求められる「本人の尊厳を第一に考え、本人の生活を支援するために何が最善なのか」に悩むことも多いです。一方、お会いできたときは、本人が話すことにじっくりと耳を傾け相づちを打ったりすることで、本人が穏やかで嬉しそうな感情を見せたときなど、市民後見人になって良かったと感じます。

本人と直接お会いできないことが多いので、入所施設生活相談員を介しての本人状況把握に努めています。

③どのような気持ちで後見活動をされていますか？ どんな市民後見人になりたいですか？

本人の話す表面的な言葉の意味は理解できなくても、その時の本人の話しぶり等から話したいであろうことを推し量り、「あなたの言いたいことや気持ちはわかってますよ、あなたの味方ですよ」というメッセージが伝わればと思っています。

.....
ご本人にできるだけ寄り添っていききたいという濱田さんの想いを感じ、こんな方が後見人だったら安心できるなと思いました。

今年度は第3期生の市民後見人養成講座が開催されます。ひとりでも多くの方が、市民後見人として家庭裁判所から受任されて、市民の目線でご本人の想いを大切にしながら、地域づくりを担う一員として活躍して欲しいと期待しています。



2020年度 成年後見支援センター 相談支援総括

2020年度(以下「前年度」)における成年後見支援センター(以下「当センター」)の相談支援の総括は、以下のとおりです。

前年度の相談件数は、新規相談件数76件と継続相談件数103件を合わせて179件でした。2019年度の相談件数201件より22件減少しました。

相談者の延べ人数は396名で、2019年度の相談者の延べ人数457名より61名減少しました。

相談回数は340回で、2019年度より56回の減少でした。

相談件数及び相談回数などの減少の原因は、コロナウイルス感染症の蔓延による緊急事態宣言により、外出の自粛がされたことが大きく影響したものと考えられます。

当センターでもコロナウイルス感染予防対策を行い、職員はマスクの着用と毎朝始業前に体温チェックと手の消毒を励行し、三密防止のためアクリル板の設置と窓開け、換気扇を作動させています。また、相談者にも体温チェックと手のアルコール消毒の協力をいただきましたが、対面相談を避けたいという相談者の心理が相談回数等の減少に現れたものと考えられます。

このような困難な状況下でも、対面相談を継続し、家庭裁判所(以下「家裁」)への申立ての支援だけでなく、

後見人候補者の紹介依頼を、各専門職団体に行いました。さらには心身の具合が悪く当センターに来られない方については、職員が相談者の自宅や病院などでの訪問相談も継続しました。

当センターは、長期間にわたる継続相談が数件あり、家裁へ毎年提出する定期報告書の相談支援も行っており、毎年お会いする親族後見人の方々がおられます。特に最近は多くなったのが、親族後見人(特に母親、妻)の高齢化で、後見人としての活動が難しくなり、後見人を交代したという相談です。このようなことは今後も増加すると予想されます。

最後に前年度の相談事例(毎月市に報告する相談集計の「特記事項」から抽出した相談内容の概要です。)の中から、当センターを利用される皆様の参考となるような相談事例をご紹介します。

- ・来所相談としては、親族後見人の家裁への初回報告(後見人になって最初に家裁に提出する報告書)及び定期報告書の作成支援が多かった。
- ・親族後見人の辞任及び後任者選任の相談。定期報告支援を行っていた親族後見人2名から、後見人の体調の問題で後見人交代についての相談を受けた。
- ・親族後見人から専門職後見人への交代についての相談があり、専門職団体に候補者の推薦依頼をした。
- ・家族の介護のため自宅から出ることが出来ない方から、訪問相談の要望があった。



成年後見制度施行 20 周年記念シンポジウム 成年後見制度の未来 視聴報告

日本司法書士会連合会と公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート共催による「成年後見制度施行 20 周年記念シンポジウム 成年後見制度の未来」～任意後見制度の利用促進と民事信託～が開催され、その内容が1月25日から7月31日にかけてオンデマンド配信されました。以下はその視聴概要です。

成年後見制度には、本人の判断能力が不十分になった方を支援する法定後見制度と、将来、判断能力が不十分になったときに備える任意後見制度があります。任意後見制度は、本人が自分の任意後見人になってくれる人をあらかじめ決め、任意後見契約が正式に発効するときには家庭裁判所が決めた任意後見監督人が任意後見人を監督します。2000年に発足、自己決定を尊重し、本人を保護する仕組みとして優れた制度です。しかし、利用は低調で、任意後見監督人が選任される(任意後見契約の発効)事例は極めて少なく推移しています。任意後見制度は本人の財産を本人のために活用する制度ですが、一方で、本人の財産を本人だけでなく親族を含めた他人に、または本人が死亡した後も活用できる民事信託制度が注目され始めています。シンポジウムは、任意後見制度の利用促進に向けて、この2制度とその連携を中心に展開されました。

基調講演は、任意後見制度の諸外国制度との比較を中心に中央大学法学部教授新井誠氏、民事信託では任意後見制度と民事信託との連携について具体例を交えて司法書士大貫正男氏が講演しました。パネルディスカッションは、(1)なぜ使われないのか。その解決策は。(2)発効率3%＝契約してもなぜ発効されないかをテーマに、利用者側と各専門分野で制度を担う第一線の専門職とが活発に議論を展開しました。

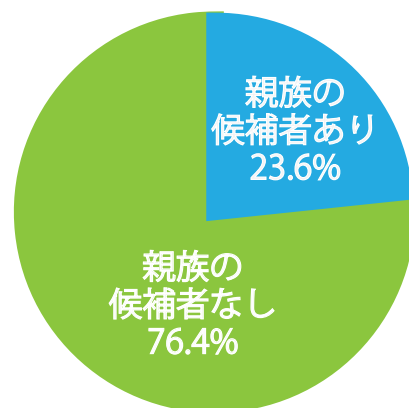
任意後見制度では任意後見人を誰に依頼したらよいか、契約時の費用が不明確、発効前に委任契約がある任意後見移行型の問題(いつまでも発効されないケースも)、誰が家裁に監督人選任の申立を行うかなどの課題について、また民事信託ではその仕組みの複雑さや契約後の監督がないなどの課題について意見交換が行われました。



最高裁判所事務総局家庭局より「成年後見関係事件の概況」 (令和2年1月～12月)が公開されました。

- ・ **成年後見関係事件(後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件)の申し立て件数は、37,235件で昨年度比3.5%増と相変わらず微増**です。特筆されることは「成年後見制度利用促進」の効果で保佐開始の申し立て件数が前年対比11.6%増、補助開始の申し立て件数が前年対比30.7%増となったことです。一方、任意後見監督人選任の申し立て件数は前年対比1.3%減で、ここ数年減少しています。
- ・ **申立人については、「市区町村長」が最も多くなり全体の23.9%を占めて初めてトップとなりました。**「本人の子(21.3%)」「本人(20.2%)」が続いています。「市区町村長」の申し立てが年々増えている背景として、申し立てをする家族がいないことが挙げられます。また、対応できている自治体と、そうでない自治体の差が今後の課題と思われます。
- ・ 親族後見人の選任が昨年は21.8%から19.7%に低下しました。
今回から公開された「成年後見人等の候補者」について、親族が成年後見人等の候補者として申し立てに記載されている事件は、23.6%であったことから約83.5%の親族が選任されていると推測されます。身上保護を重視する後見制度利用促進に基づき、「親族が候補者と申請された場合、例外的な事由がない限り親族を選任する。」とされており、地域に中核機関等が設置されていることが要件となっており、中核機関等の設置が推進されることが期待されます。
茅ヶ崎市では中核機関が設置され、親族後見人を支援していく予定です。
- ・ **今回から「成年後見監督人等が選任された事件数」が公開**され1,138件(3.3%)でした。この件数は、後見等開始と同時に成年後見監督人が選任された事件数であり、後見等開始の後に選任された事件は含まれていません。成年後見監督人等に選任された人は、弁護士(44.3%)、司法書士(43.1%)と両専門職で87%が占められており、続いて社会福祉協議会(9.0%)でした。
- ・ **成年後見制度の利用者数**(令和2年12月時点)は、232,287人で、このうち 後見類型 174,680人、保佐類型 42,569人、補佐類型 12,383人、任意後見(監督人選任済み) 2,655人でした。
利用者数が増加することに加え、保佐、補助、任意後見の利用が、ますます増えることが望めます。

【成年後見人等の候補者について】



編集後記

- ・ 広がって!地域の中の市民後見人 (C)
- ・ センターも市民後見人と連携して (Y)
- ・ 後見制度さらに活かして安心増進 (H)
- ・ 市民後見人をもっと増やしたい (S)
- ・ 制度を使い、一日を大切に! (M)
- ・ 乞御期待!中核機関の後見人支援 (T)
- ・ コロナ禍だからこそ地域とともに (A)
- ・ 成年後見人は地域社会の必需と…… (I)

特定非営利活動法人
湘南ふくしネットワークオンブズマン

成年後見支援センター

住所:茅ヶ崎市元町5-22 永井ビル3階

電話・FAX 0467-85-6660

月・水・金の10:00～17:00(祝祭日はお休み)

相談料無料・個人情報必ず守ります・要予約